

## 庄原市議会議員政治倫理条例の具現化に関する申し合わせ事項

平成 26 年 12 月 19 日 議員全員協議会決定

- 1 議員は、市から補助金・交付金を受け又は指定管理を受託している法人及び団体の役員へ就任しないよう努めるものとする。
- 2 議員は、市から補助金・交付金を受け又は指定管理を受託している法人及び団体の役員への就任状況・報酬の有無を遅滞なく議長へ届け出なければならない。また、異動のあった場合も同様とする。  
なお、議長は、提出された届出を速やかに公表しなければならない。(庄原市議会ホームページにおいて公表するものとする。)
- 3 議員は、議員個人のものを除く市への各種申請において、自らが申請者とならないよう努めるものとする。

### 附 則

この申し合わせは、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。